

令和7年11月10日

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市特別職報酬等審議会
会長 大和正史

特別職報酬等の額の改定について（答申）

令和7年6月24日付で諮問のあった、市長、副市長及び教育長の給与等の額並びに、議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額及び議会議員の報酬の額について

(1) 市長及び副市長の給料の月額、次のとおりとすることが適当である。

・市長	1,016,000円	(現行	982,000円、	3.5%増額)
・副市長	824,000円	(現行	796,000円、	3.5%増額)
・教育長	719,000円	(現行	695,000円、	3.5%増額)

(2) 議会議員の報酬の月額は、次のとおりとすることが適当である。

・議長	726,000円	(現行	701,000円、	3.6%増額)
・副議長	651,000円	(現行	629,000円、	3.5%増額)
・議員	590,000円	(現行	570,000円、	3.5%増額)

2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について次のとおり改定することが適当である。

・教育委員会

委員 155,500円(月額)(現行 150,200円(月額)、3.5%増額)

・選挙管理委員会

委員長 122,000円(月額)(現行 117,900円(月額)、3.5%増額)

委員 14,300円(日額)(現行 13,800円(日額)、3.6%増額)

・公平委員会

委員長	16,200円(月額)(現行	15,700円(月額)、3.2%増額)
委員	14,300円(月額)(現行	13,800円(月額)、3.6%増額)

・農業委員会

会長	61,600円(月額)(現行	59,500円(月額)、3.5%増額)
副会長	51,900円(月額)(現行	50,100円(月額)、3.6%増額)
委員	47,400円(月額)(現行	45,800円(月額)、3.5%増額)

・固定資産評価審査委員会

委員長	16,200円(月額)(現行	15,700円(月額)、3.2%増額)
委員	14,300円(月額)(現行	13,800円(月額)、3.6%増額)

・監査委員

代表監査	420,000円(月額)(現行	247,600円(月額)、69.6%増額)
識見委員	242,200円(月額)(現行	234,000円(月額)、3.5%増額)
議選委員	55,500円(月額)(現行	53,600円(月額)、3.5%増額)

※カッコ内の増額の%数字は、上記の改定額と現行額の差を再計算した値(少数点以下第2位を四捨五入)。

3 改定の実施時期等について

見直しが必要とされた特別職等の報酬等の額の改定は、令和8年4月1日から実施するのが適当である。なお、これまで、審議会への諮問は、特別職の任期の大半である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましいとしていたところ、近年の物価上昇や賃上げのスピード、上がり幅を勘案すると、従前どおり審議会を4年に一度開催し、それまでの4年間は報酬等を据置きとすることは、時機を逸することになりかねず、妥当でない。

開催の間隔を見直し、その時々の本市特有の事情を考慮したうえで、人事院勧告等の社会情勢を素早く反映させるべきであることを付言する。

4 審議経過及び内容

(1) 審議の方法

審議を円滑に進めるため、前回と同様、前半でA群として常勤の特別職(市長、副市長及び教育長)と議員を、後半でB群として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の各委員及び監査委員を分けて審議することとした。

(2) 特別職にかかる基本的な考え方

まず、議論の出発点として、過去の本審議会と同様に、特別職の報酬等については、客観的に決定できる、法的基準といったものは存在しないことが確認された。

次に、民間企業における昨今の雇用形態の変化が取り上げられ、転職によるキャリアアップを是とする考え方が普及し、終身雇用への拘りが薄れてきたことから、退職金を月額報酬やボーナスに包含して支給する動きが増えつつあり、この傾向は、企業役員の退職慰労金において顕著になっているとする意見、あるいは、企業役員の報酬においては、公務員の地域手当のように、別枠の手当が恒常的に支給されることは稀である、といった意見も披露された。

こうしたことから、本審議会においては、特別職の報酬水準を見る際には、退職金及び地域手当を反映したうえで、その任期満了時までには受ける総額から年収を逆算して判断することも一つの視点であるとの意見が複数の委員から出されたところである。

これに対しては、事務局から、退職金の現行制度を再確認し、加えて、国家公務員が赴任する地域の物価等の差を調整する意図で設けられている地域手当の趣旨を踏まえ、地方公務員もこれに準拠することが求められている現状について説明があり、本審議会として、当面は、現行制度をベースに検討を進めることで共通理解を得たものである。

こうして具体的な論点整理に入ったが、今回の審議でも、これまで平成26年度、平成29年度及び令和3年度の当審議会で整理された特別職の報酬等を決定する上での基本的な考え方を踏まえて検討を進めることとなった。その一つは、一定の客観性を担保する観点から、本市と類似性の高い他都市である阪神6市¹⁾の関連データとの比較により、本市の状況の相当性を確認することである。なお、他都市との比較をする際には、「報酬等の本来額(条例本則上の額)」及び「年間収入総額」をベースにして検討することを申し合わせた。もう一つは川西市という行政組織において協働するメンバーである一般職の給料との整合性を確保することである。本市の一般職の給料改定においては、従来、国家公務員の人事院勧告を基準とし(ラスパイレス指数による補正を含む)、そこに本市の財政状況といった特殊要因等を考慮して改定率が決定されている。特別職とはいえ同一組織において協働するメンバーであることに変わりなく、それゆえ当該報酬の改定(増減率)に関してこれを参考にすることには大いに合理性があると考えてきたのである。

もっとも、コロナ禍の元で開催された令和3年度の本審議会において出された答申は、前2回のそれらとはかなり性質が異なり、特別職の報酬等の改定は見送るべきであるとするものであった。当該答申の位置付けについては、後ほど改めて言及する。

(3) 特別職にかかる改定額の決定における検討内容

今回の審議ではまず、上述した基本的な考え方を令和7年度当審議会においても踏襲す

¹⁾ 阪神6市とは、芦屋市、尼崎市、伊丹市、西宮市、三田市、宝塚市を指す。

ることの可否について、新旧資料を参考にしながら議論した。その中で、前回の本審議会答申及び追加意見書の内容についても、改めて確認し、阪神6市の関連データ、そして本市の一般職の給料改定率の二つの情報を参考とすることが、今回の審議においても基本的な検討要素となり得ることが確認された。加えて、前回の重要な論点の一つであった市長の退職手当について、阪神6市の関連データを参照するにあたっては、退職手当を含めた年収ベースでの比較が最善であるとの共通認識を持つに至った。このような退職手当の取り扱いについては、今回の諮問内容には明記されていないものの、前回の本審議会で議論された経緯があり、また、今年度の諮問にあたり示された市長の意向においても、単に報酬月額の水準にとどまらず、退職手当を含めた4年間の任期中の報酬総額として妥当かどうかといった視点でも議論を望むとする趣旨にも合致する。

以上を踏まえ、今回の審議においても、まず最初に、他都市との比較についての検討を行った。「阪神6市」との間で、「報酬等の本来額（条例本則上の額）」を基に期末手当と退職手当の1年分を算入した「年間収入総額」を比較した（第1回資料4-4頁参照）。この比較を通じて、本市特別職の報酬等の額は阪神7市²⁾中、総じて上から5番目、6番目に位置しており、現時点でも一定の相対的妥当性を有することが確認できた。

次に、一般職の給料の改定率をめぐる論点と検討課題の確認を行った（第1回資料4-8, 9頁参照）。前回の本審議会において、令和2年度までの改定分を、社会情勢に鑑み特別職等の報酬には反映させず据え置いたことに倣い、令和3年度から令和6年度までの4年間の給料改定率を算出した。その際、一般職全体の給料改定率を参考にするか、特別職に職責が最も近いと考えられる部長級の給料改定率を参考にするかの議論に供するために両数値を見たところ、一般職全体の給料改定率は4.4%増額、部長級の給料改定率は1.3%増額という結果となった。

なお、この点について審議を重ねる中で、令和7年度の人事院勧告を受けた一般職の給料改定率を特別職に反映すべきではないかとの意見があった。これは、近年の賃金上昇幅が非常に大きく、特に今年度の人事院勧告は大きな増額改定が示されたことから、この反映を次回の審議会へ送ることは、その時点の様々な情勢変化とマッチしない可能性も否定できないからである。そこで、人事院勧告から給料改定までの事務的な流れを確認したところ、令和7年度の改定率を反映させたうえで特別職等の報酬を改定するに足る日程が確保されていることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の給料改定率を反映することとした。そして、この特別職等の報酬を改定するにあたり、参考にすべき数値として一般職全体又は部長級の給料改定率のどちらを採用するのかという点については、様々な角度から討議がなされたが、部長級の給料改定率である3.5%を採択すべきであると意見が一致した。その検討過程で、部長級を含む一般職全体の給料改定率である6.5%を採用してもよいのではないかとの意見もあったが、近年官民間問わず、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層を対象に給料を引き上げる傾向にある中、それらの影響が大きく反映する一般職全体を特

²⁾ 阪神7市とは、前述の阪神6市に川西市を加えたものを指す。

別職と同列に扱うのは整合性が取れないと判断された。やはり、特別職の給料額の改定においては、一般職の中で最も職責の重い、また特別職と最も職責が近いと考えられる部長級の給料改定率をもって改定すべきであると、共通の認識を持つに至った次第である。

さらに、三つ目の検討として、「民間企業における役員報酬額」との比較を行った（第1回資料4-15頁参照）。当資料は企業規模別に各種役員の平均年間報酬を列挙したものである。もちろん、営利企業と地方自治体を同視することはできないが、市長と企業役員のいずれも、組織運営を統括し、時には職務に伴う損害について賠償責任を負うおそれがあることに鑑みれば、川西市と同規模の「従業員1,000人以上3,000人未満の企業の役員」と市長の報酬額を比較することは、十分に検討に値すると考えられる。そして、両者を対照した結果、本市特別職の報酬等は、民間企業役員の半分程の年収にしかならず、かなり低い水準にあることが確認された。また、この確認の過程において、市長の退職手当額にも議論の焦点が当てられた。4年1任期である市長が任期終了後に受け取る1,800万円以上の退職手当は、一般の公務員であれば35年近く務めてそれに近い額を受け取る実態を考慮すると、世間一般の感覚とかけ離れているとの印象を持たれかねない懸念があったからである。しかし、上記のように、この退職手当を加えて算出した年間報酬総額は、同規模の民間企業役員の半分程度にとどまり、むしろ退職手当は、低額に抑えられた任期中の月額給与の後払いとしての意味合いが強いと考えられる。しかも、退職手当は、任期中に不祥事等があればその支給を制限することによってガバナンス機能を発揮することを勘案すれば、現行の退職手当制度には一定の合理性が認められると解するのが、審議会委員の大方の意見であった。

ところで、近年は、民間企業の役員のみならず、各市区町村首長らが職務に伴う損害賠償責任を問われる裁判例が散見されるようになってきている。こうした責任追及の可能性は、職務の適正を確保する効果が期待される反面、新たな政策遂行を躊躇させる萎縮効果をもたらすおそれもある。そこで、この萎縮効果を低減するため、令和2年4月から施行された改正地方自治法および関連政令により、市長らの年間給与額を参酌基準としてその賠償責任額を限定することが可能となっている。本市においても、法改正の意図するところを十分に踏まえて、早急に規定を整備することが望まれる。

そして、最後の検討項目として、市の財政状況の確認を行った。前回の本審議会と同様に「財政力指数」を取り上げたところ、令和5年度決算値で、阪神7市中、川西市は最下位（7位）であり、依然として本市は厳しい財政状況にあることが確認できた。

その後の全体討議の中で、先述のように一般職のうち職責の近い部長級（若しくは一般職全体）の給料改定率をもって、額面どおりに3.5%の「増額」改定を行うことは果たして適切なのか、という点を精査することとなった。その中で、人事院勧告の給与改定率の値あるいは川西市の一般職の給与改定率に準拠して試算した額が、類似都市のそれらと比較して妥当な範囲に収まっているかどうかの、むしろ二次的なチェックをするうえで極めて有効なデータであったとの理解を、改めて共有した。

もつとも、最終の結論を出すにあたり、改めて想起されたのが、前回の本審議会が令和3年に出した据え置きとの答申である。しかし、これは、答申の中でも率直に述べられているように、コロナ禍という極めて先行き不透明な社会情勢に直面してなされた異例の判断であり、社会情勢の大きな変化があれば適時に見直すべきことが前提とされていた。そこで、幸いにも、現在は社会情勢も一定の落ち着きを取り戻していることを踏まえ、前回の答申は考慮せずに、従前の答申の考え方をもち、この3.5%を改定根拠と結論付けることとした。

加えて、特別職に対する地域手当のあり方についても今後の検討材料とするべきであるとの意見があった。これは、年収ベースでの他市との比較を行なう中で、特別職に対しては地域手当を支給していないケースが大勢を占めており、また、本則の給料以外に地域手当を支給していることで総年収が見えづらい状況となっていることから、これをわかりやすく示すことを意図するものである。しかしながら、地域手当分を本則の給料に上乘せすると、退職金の算定基礎となる本則報酬額が増額となることに伴い、結果として退職手当額が増額することとなり、これを回避するために細かな数値の操作を加えると、逆にわかりやすさを損ないかねないこと、さらに、現在、本市では地域手当が段階的に引き下げられており、将来的にも国において一定期間ごとに見直しが行われる点からも、今回の改定時において直ちに本則で定める金額に含めて見直すという抜本的な変更は、現実的に難しい面があることも理解できるところであった。そこで、特別職にかかる地域手当の取り扱いは、さらなる検討を重ねる必要があるため、今後の審議会において具体的な対応等について十分な審議がなされることを望むものである。

また、当審議を行うに当たり、他の阪神6市の審議会の開催が、様々な時期に行われているため、現時点で単純比較ができない面があることも付記しておきたい。

以上、慎重かつ総合的な検討を経て、本審議会の審議においてはA群における報酬等の改定に関し、今回は一般職のうち職責の近い部長級の給料改定率をもって、3.5%の「増額」改定すべきであるとの結論に至ったのである。

最後に、社会情勢の変化がめまぐるしい昨今の状況に鑑みて、当審議会も、そうした動きに即応して適宜に開催し、議論の場を設けることが望ましいことを付帯意見とする。

(4) 議員にかかる基本的な考え方

市議会議員の報酬にかかる審議においては、特別職とは異なり、地域手当が支給対象となっていない点を念頭に置きながら、さらに前期の本審議会でも議論となった内容ではあるが、議員全体の報酬金額、すなわち議員定数との関連も判断要素として議論することとした。

まずは、参考データとして、人口が同規模（人口14万人以上16万人未満、以下「人口15万人規模」という。）の自治体を比較することとし、議員報酬の総額に占める市民1人当たりの負担額を算出した資料により検証を行った。これは、議員個別の報酬単価が高くても議員定数が少なければ、個々の市民の負担は小さくなることとの相関性を判断要素とし

て、本市の現状分析を進めることとしたものである。

その結果は同規模団体の議員報酬資料（第3回資料2-1頁参照）のとおり、川西市は東京都武蔵野市に次ぐ第2位という結果となり、川西市の議員報酬が全国的に見ても高い水準であることを改めて認識することができた。その要因としては、これまでの本審議会においては、阪神間の近隣自治体との均衡という視点を重視しつつ、特別職や一般職員の給与改定とバランスを図りながら、その増減率を判断してきた経緯があるからである。

さらに、今回の資料を詳しく見ると、人口15万人規模の17市において、川西市の議長報酬、副議長報酬及び議員報酬は、いずれも全国1位であった。また、川西市の市民一人当たり負担額は1,589.14円であるが、17市中の中位の9位に当たる小牧市の1,454.90円と比べると、1.098倍になっていた。ちなみに、川西市の議員定数24名に対し、小牧市の議員定数は25名であるから、1名当たりの議員報酬額で比較すると、1.13倍となる。

当審議会の議論においては、川西市の議員報酬は少し高過ぎるのではないかとの感想が大勢であったが、議員報酬に係る年間支出額を減らす手立ては、議員定数の削減と議員報酬の減額のいずれかに限られるものの、前者は審議会の権限の範疇にはなく、後者については、今般の資料のほか、財政力指数を参照するなどの意見があったが、必ずしも決め手になるものではなく、一方、今回の資料のみをもって据置きないう減額の判断をすることは拙速に過ぎるとの意見が強かった。

以上のような議論を経た結果、今回の審議会においては、現時点では、過去の審議会の答申で示されてきた考え方をベースとして議員報酬の改定を判断することが継続性の観点からも妥当と考えられるため、現状の報酬水準を是としたうえで、特別職等の改定幅とのバランスや阪神間他市の動向を念頭に置きながら、その取り扱いを議論することで市長等と同様の改定率で改定するという最終結論に至ったものである。

（5）議員にかかる改定額の決定における検討内容

今回の審議に際しても前回までの流れを踏まえて、まずは議長及び副議長以外の議員報酬について、改定にかかる審議を進めた後、その結果をベースとして議長及び副議長の報酬額を決定することとした。

現在の議員報酬は、前述のとおり地域手当は算定されていない。また、ボーナスについては、特別職等と同様の支給月数と「役職加算」が算定される規定となっている。

ここで、阪神間他市の状況を見てみると、役職加算と支給月数の取り扱いが大きく2つに分かれることが確認できた。

一つは、一般職の職員の例により役職加算の上限を20%として、かつ支給月数についても一般職と同様に取り扱うものである。もう一つは、役職加算については国会議員の例に倣い45%を上限とし、支給月数は国の特別職の給与法に倣い支給するものである。このように取り扱いに差異が生まれる理由として、地方自治法第203条において、条例で定めると

ころにより、期末手当を支給することができるだけでなく規定されていることが挙げられる。なお、当該条項は、昭和31（1956）年の「地方自治法の一部を改正する法律」（昭和31年法律第147号）による改正の際、期末手当が既に国会議員に対し支給されていたことに鑑み、新設された条項である。

各市の年収の状況は第1回資料4-17頁のとおりとなるが、ここでも特別職と同様に、年収ベースでの比較をしてみると、阪神間で5番目となることが確認できた。また、役職加算及び支給月数の取扱いは、二つの内どちらを採用したとしても、年収に大きな違いは無いことが確認された。なお、本市では、役職加算について、議会内の議論により条例改正が行われ、現在は20%から6%に減算することとなっている。

当審議会では、上述のように、過去の審議会の答申で示されてきた考え方をベースとして議員報酬の改定を判断することが継続性の観点からも妥当と考えたうえで、現状の水準は前期審議会の答申に沿って設定されたものであることから、これを基準として特別職と同程度の改定幅を適用し、3.5%増とすることが妥当と判断したものである。

なお、川西市の議員報酬のあり方については、次期以降の審議会でも改めて検討する必要があると思われる。上述のように、議員報酬総額は、議員定数と各議員報酬の積で決まるところ、現行の本市議員定数については、議員提出として令和3年12月定例会市議会において議案が提出され、当時26人から24人に減員する条例改正が行われている。市議会のほうで議員定数の減員に向けた議論が行われてきた経緯があることから、今後は、議員報酬額の妥当性の検証がより重要になると思われる。当審議会では、残念ながら十分に踏み込むことができなかったため、今後の市議会の動きも踏まえながら、次期の審議会の議論に委ねたい。

（6）改定額等の決定における考え方及び検討内容（B群：行政委員会の委員報酬額等）

行政委員会の委員報酬額については、各委員会の多様性をどのようにして比較可能な議論へとまとめ上げるかという問題もあり、過去に開催された本審議会においては、①本市における各行政委員会の実情の把握、②制度的課題となっている報酬の日額化についての検討、③報酬額の妥当性の検証、という三つの課題に取り組むことに注力してきた。とりわけ実態把握に注力し、そのデータをもとに丁寧かつ慎重に議論を詰めていこうというものだった。

もともと、令和3年に開催された前期審議会では、行政委員会の多様性（各委員会の独自性）を踏まえたうえで、なおかつ各行政委員会の業務・活動実績を客観的に検証するにはまだ十分な根拠データが蓄積されているとは言い難く、確定的な判断をするのは時期尚早であるとの判断をせざるを得ないとし、答申においては、すべての行政委員会における報酬額を据置きとすることが妥当との結論に至った。

それらを踏まえて、今回の審議会では、先述の②制度的課題となっている報酬の日額化についての検討は前回までの審議にて、既に一定の結論が出ていると判断し、すべての行政委員会について、①本市における各行政委員会の実情の把握、及び③報酬額の妥当性の検証に

重点を置き審議を進めた。

まず、①各行政委員会の実情の把握では、各行政委員会の業務内容や令和6年度の活動実績の情報を各事務局から収集し、以下の観点から整理を行った。その観点とは、行政委員会の概要、業務内容、権限の範囲、リスクの範囲（訴訟等）、特殊性、他市との差異、委員の活動状況、会議以外の活動状況、そして前回調査時（令和3年度）以降で特に状況が変わった点であり、とりわけ前回調査時（令和3年度）以降で特に状況が変わった点が最も重要視すべき観点であると認識した。変化のあった行政委員会として、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会の4つが挙げられ、いずれも業務量が増加傾向にあると各行政委員会事務局から報告された。

それらの中でも、監査委員は次のように特記すべき事項が多数ある。住民監査請求が年々増加傾向にあり、当該事案に対して短期間で監査及び勧告を行わなければならない、委員の活動日数は庁舎に出向かずに行う活動も含め、激増しているといっても過言ではない状況にある。また、住民訴訟等による訴訟リスクも考慮しなければならない。それらに加え、内部統制制度の整備に関連してさらに業務量が急増することが予想される。

この内部統制制度については、都道府県知事、政令指定都市市長に内部統制制度の整備義務を課し、内部統制方針の策定と評価報告書の作成・公表を義務づける平成29年改正地方自治法第150条が令和2年に施行され、その他の市町村に該当する川西市には、努力義務が課されることとなった。これを受けて、川西市長は令和元年7月24日に「川西市内部統制基本方針」を策定し、具体的な施策として、令和5年度から、職員による事務処理ミス等の事案について、原則としてすべての対応状況を公表する方針を採用して実施している。現在のところ、内部統制評価報告書は作成されていないが、事務処理ミス等の事案は、上記基本方針の「財務報告書等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」等に密接に関わるものであり、本来であれば、代表監査の監査対象となり、監査報告がなされるべき事項である。事務処理ミス等の公表は、川西市のホームページではほぼ毎月公表されており、その監査を実施することになれば、相当の業務量が増加する。さらに、現在は、努力義務にとどまっているが、近い将来、内部統制制度を整備することで、監査委員は整備段階から関与し、いずれ内部統制評価報告書の監査を行うこととなり、業務量は急増する。とりわけ、代表監査の業務量については、前回報酬額が改定された平成4年は週2日程度に相当する状況であったが、近年は住民監査請求の増加等により週3日程度の勤務を要する状況になっており、来年度以降は内部統制制度の本格化等が想定され、これらの職務を考慮すると、さらに責任と業務負担が大きくなることから、今後は週4日程度に相当する業務内容になることが見込まれる。

もう一つの検討対象である③報酬額の妥当性の検証においても、令和3年度答申の結果を土台として、それ以降に変化のあった点を中心に議論を行った。この議論の中でも先述の4つの行政委員会は業務量が増加しているので、報酬を引き上げるべきという意見が頻出した。しかし、ここで議論となったのが、各行政委員会における報酬額の改定率の根拠とし

での拠り所をどこに求めるべきなのかという点である。過去の改定の際には、市長等の報酬の改定率を適用することを基本とし、その他の個別の事情については別途検討し、報酬額に反映させていた。しかし、この方法を物価高騰が顕著な世の中となった今回も採択することは果たして適正なのか、そのような声が各委員から上がり、今一度議論し直すことが必要であると判断した。この判断には、政府が掲げる「2020年代のうちに最低賃金を全国平均1,500円」という目標に向けた最低賃金の引き上げ、また人事院勧告における大幅な給料改善傾向が大きく影響している。議論の中で、各行政委員会における報酬額の改定率の拠り所とすべきであろう指標が3つ挙げられた。一つは令和3年を起点とし、令和7年分まで積み上げた兵庫県における最低賃金の改定率である20.3%という値である。これは、令和3年の928円という兵庫県の最低賃金額と令和7年の同最低賃金額である1,116円から改定率を導いたものである。二つ目は、A群の改定率算出時にも度々議論された一般職全体の給料改定率である6.5%という値である。最後の三つ目は、A群の改定率の根拠と据えた、部長級の給料改定率である3.5%という値である。これらの3つの改定率を実際に当てはめた資料（第4回資料2-2, 3ページ）を事務局で作成し、先述の①各行政委員会の実情の把握に紐づけて、議論を進めることとした。これらについて、各委員からも多様な意見が出されたが、まず初めに行政委員会の委員報酬に関する改定率の根拠は、最低賃金の引き上げ率を適用するのではなく、職員の給料改定率とすべきと判断された。これは、生活給とは異なる委員報酬と最低賃金を関連付ける必然性がないこと、また、B群においてのみ最低賃金の改定率を根拠とすることには合理性が欠如していること、さらには、行政委員会の委員もあくまでも市長等と同じ特別職であるため、統一された対応を取るべきであるといった点から慎重に結論づけられた。ただし、物価上昇という社会情勢の変動を背景として、B群の報酬額を一定上げる必要性は同時に認められた。

次に、一般職全体の給料改定率である6.5%という値を採用するか、部長級の給料改定率である3.5%という値を採用するべきかについての議論が重ねられた。

結論として、3.5%が妥当であると判断された。その理由は、先述したように、特別職全体からB群のみを切り離し、他の特別職を給与改定率3.5%とするにも関わらず、B群の給与改定率のみ比較的若い年齢層の影響が大きい一般職全体の6.5%とする積極的な理由が見つからなかったためである。

その後、最終段階として、阪神6市との比較を行ったが、改定率を3.5%とした場合に、他市の報酬額と著しく異なるといった状況は確認されなかった。そのため、近隣市との報酬額の均衡といった観点からも改定率3.5%と決定する妥当性が認められた。

以上により、各行政委員会の③報酬額の妥当性の検証を経て、決定するに至ったが、代表監査については、①本市における各行政委員会の実情の把握により著しい業務量の増加が認められるため、他行政委員会と異なる基準により改定することが望ましいと判断された。

その異なる基準をより明確にするため、まず民間企業における監査委員報酬との比較を行った。参考にしたのは、人事院により纏められた令和4年の民間企業の役員報酬調査（第

1回資料15頁参照)である。この資料によると、川西市と同規模である1,000人以上3,000人未満規模の企業では、監査委員の平均年間報酬は約1,810万円であった。これは川西市における現行の報酬額(年間報酬約300万円)とあまりにかけ離れており、報酬額決定の指標にそのまま引用することは極めて難しいと判断された。ただし、この民間との比較を経て、現在の代表監査の報酬額があまりに低いため、今回報酬額を大幅に引き上げる必要性が強く認められることとなった。

そこで、代表監査における以下3点の要素、(a)勤務日数が週2日程度から週4日程度となること、(b)更なる専門的な知見と経験が必要となること、(c)改定後の報酬額が阪神6市と比較し妥当であること、を踏まえて検討することとなった。

ある委員からは、(a)勤務日数が週2日程度から週4日程度となることと、(b)更なる専門的な知見と経験が必要となることを踏まえて、報酬額を現行の2倍程度とする考えが提案された。しかし、(c)改定後の報酬額が阪神6市と比較し妥当であることを検討した際に、現行の2倍の報酬額とすることは、川西市より人口規模が大きい宝塚市の報酬額よりも高くなり、その妥当性に疑問が呈された。

その結果、(a)～(c)の全てを勘案し、2倍という数値は大きすぎるとされ、週3日以上4日以内程度と見込まれる業務量等との兼ね合いに加え、近隣他市との均衡を念頭に置いた場合には、宝塚市の報酬額を若干下回る水準となる1.7倍程度が妥当であると結論付けられた。

以上の経緯から、代表監査は改定率は約70%、その他行政委員は改定率3.5%が妥当であると結論するに至った。

(7) 審議にあたり検討した主な資料

ア 第1回資料(令和7年6月24日(火))

1. 令和3年度特別職報酬等審議会答申
2. 令和3年度「市長の退職手当」追加意見書
3. 川西市特別職報酬等審議会 概要
4. 川西市特別職報酬等の改定状況
5. 阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧」
6. 阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧(退職手当追記)」
7. 阪神7市「市長・副市長・教育長の改定状況」直近3回
8. 一般職の給与改定状況(令和3年度以降)
9. 一般職の給与改定状況(令和3年度以降部長級ベース)
10. 川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算)
11. 川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算一部長級ベース)
12. 県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧」
13. 川西市における退職手当について

14. 民間企業における役員報酬（給与）調査
15. 阪神7市「議員報酬等一覧」.
16. 阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧（本則）」
17. 阪神7市「議長・副議長・議員の改定状況」直近3回
18. 県内29市「議員報酬等一覧」
19. 阪神7市「特別職報酬等の状況」
20. 阪神7市「特別職報酬等の状況（年収）」
21. 川西市行政委員会委員等の改定状況
22. 阪神7市「行政委員会報酬一覧」

イ 第2回資料（令和7年7月29日（火））

1. 特別職報酬等審議会における用語解説（1）
2. 川西市における部長級の年収
3. 市長等の年収の内訳

ウ 第3回資料（令和7年8月21日（木））

1. 一般職の給与改定状況（令和3年度以降）
2. 一般職の給与改定状況（令和3年度以降、部長級ベース）
3. 川西市特別職報酬等の改定状況（改定試算）
4. 川西市特別職報酬等の改定状況（改定試算、部長級ベース）
5. 同規模団体の議員報酬
6. 市長・副市長・教育長の給料及び議員報酬等に係る答申案
7. 行政委員会報酬等に関する調査票まとめ

エ 第4回資料（令和7年9月25日（木））

1. 同規模団体の市長・副市長・教育長年収一覧
2. 兵庫県における最低賃金の推移
3. 市長・副市長・教育長の給料及び議員報酬額、並びに行政委員会に係る答申案について

オ 第5回資料（令和7年11月10日（月））

1. 答申

※答申内では文章が煩雑になるため一部のみの参照としたが、審議においてはすべての資料について検討を行ったことを記しておく。

5 おわりに

以上、今回の答申については延べ5回の議論を重ね、特別職のそれぞれの職責や本市を取巻く諸情勢、近隣市の状況等を総合的に勘案し、慎重に検討を行った結果、上記結論に達したものである。

本答申を尊重し、適切な処置が速やかにとられるとともに、今後も、その時々の本市特有の事情を考慮したうえで、人事院勧告等の社会情勢を適時に反映させる態勢を整備することを切望する。

川西市特別職報酬等審議会

- | | |
|----------|---------|
| ・会 長 | 大 和 正 史 |
| ・会長職務代理者 | 國 津 元 司 |
| ・委 員 | 安 達 絵 里 |
| ・委 員 | 藏 原 亜 紀 |
| ・委 員 | 橋 本 菜津美 |
| ・委 員 | 藤 崎 陽 子 |
| ・委 員 | 松 原 利 明 |
| ・委 員 | 森 田 強 |

審議会の審議状況

- ・第1回 令和7年 6月24日（火）市役所4階庁議室
諮問及び資料の説明
- ・第2回 令和7年 7月29日（火）市役所4階庁議室
市長・議員等の給与等の審議
- ・第3回 令和7年 8月21日（木）市役所4階庁議室
市長・議員等の給与等の審議、行政委員会の報酬の審議
- ・第4回 令和7年 9月25日（木）市役所4階庁議室
行政委員会の報酬の審議、答申案の審議
- ・第5回 令和7年 11月10日（月）市役所4階庁議室
答申案の審議及び答申